

2019年6月21日

「信託業務」の取り扱い開始について

足利銀行（頭取 松下 正直）は、本日（2019年6月21日（金））、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条に基づく信託業務の兼営認可を取得いたしました。

高齢化社会が進行する中、お客さまの相続や資産承継ニーズは年々高まっており、そのニーズにスピーディーにお応えするため、相続に関連した信託業務である金銭信託（遺言代用信託）、遺言信託および遺産整理業務について、銀行本体業務として取り扱いを開始いたします。

信託業務を本体業務として取り扱うことにより、資産運用ニーズのみならず、資産管理・承継ニーズにもワンストップでお応えし、将来にわたり安心してお取引いただける金融機関を目指してまいります。

記

1. 取扱開始予定日

2019年7月1日（月）

2. 取扱業務

取扱業務	内 容
金銭信託 (遺言代用信託)	お客さまから信託された資金を、ご相続発生時に簡便なお手続きで、あらかじめ指定された受取人さまに、お支払いする商品です。
遺言信託	お客さまの円満かつ円滑な相続を実現することなどを目的として、遺言書の作成サポート、保管、遺言執行まで一貫して当行が行います。
遺産整理業務	相続手続きにおいて、お客さまに代わって煩雑な相続手続きを当行が代行いたします。

3. 取扱店

当行本支店

※一部お取り扱いができない店舗があります

以 上



足利銀行

MEBUKI
めぶきフィナンシャルグループ

足利銀行

栃木県宇都宮市桜4丁目1番25号 〒320-8610
TEL.028-622-0111(大代表) www.ashikagabank.co.jp